

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		国民健康保険被保険者証の返還請求
根拠条例・規則名		国民健康保険法
条 項		第9条第3項、第4項、第6項
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 国保年金課 (電話：048-829-1276)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	国民健康保険税を滞納している世帯主(その世帯に属するすべての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第六項及び第八項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)が、当該国民健康保険税の納期限から1年を経過するまでの間に当該国民健康保険税を納付しない場合において、当該国民健康保険税の滞納につき国民健康保険法施行令第1条に定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求める。
	設定等年月日	平成12年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		